## ごみの野外焼却は法律で禁止されています

- ●ごみの野外焼却で発生する煙やにおいによる苦情が多く寄せられています。
- ●法で定められた基準を満たしていない焼却炉や野外でのごみの 焼却は、環境や生物に悪影響を及ぼすダイオキシン類の発生に もつながるため、法律で禁止されています。

(ごみは指定袋によるごみ収集や清掃工場への搬入などの適切な方法で処理していただきますようお願いいたします。)

- ●禁止されている焼却行為を見かけたときは、役場住民福祉課 住民係へご連絡ください。
- ●一部の焼却行為は例外として認められています。(うら面参照) ただし、例外であっても煙やにおいなどで苦情や相談があった 場合は、周囲への配慮や焼却の中止についてお願いすることが あります。



## 【焼却禁止の例外】

- ●国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (例)河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却
- ●震災、風水害、火災、凍霜害その他の予防、応急対策または復旧のため に必要な廃棄物の焼却
  - (例) 災害などの応急対策 火災予防訓練
- ●風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例)地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却
- ●農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - (例)農業者が行う焼き畑、麦わら、稲わら、雑草などの焼却 林業者が行う伐採した枝条の焼却 漁業者が行う漁網に付着した海産物などの焼却
- ●たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽 微なもの
  - (例) 暖をとるためのたき火 キャンプファイヤー

## 【実施の際の注意点】

- ◇風の向きや強さ、時間帯を考慮してください
- ◇燃やすときは少量ずつにしてください
- ◇作業中は責任をもって監視し、消火用の水などを準備してください
- ◇あらかじめ近隣の住民へ実施について周知してください
- **◇生活環境保全上著しい支障を生じるもの(廃ビニール、廃タイヤなど)は焼却禁止です**
- ◇火災とまぎらわしい煙などを発するおそれのある行為をしようとする場合は、事前に東消防署東彼出張所への届出が必要です

**(野外焼却を行ってよいという許可ではありません)**